

## 特命随意契約理由書

892

件 名	町名由来板の修繕(永田町一丁目外7件)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、経年劣化等により損傷した複数の町名由来板を効率的に修繕するため、一括で修繕業務を委託するものである。
選定理由	<p>今回修繕対象の全ての町名由来板において、設置場所周辺の最新(2021年)版地図データが必要となる。これについて、下記業者は地図製作を行う業者であり、最新の地図データを所有しているため、新たにデータを作成する或いは他社から借り受ける必要がなく、コストの面で有利である。</p> <p>また、修繕対象の町名由来板のうち4基では、表示面に掲載されている安政三年当時の地図(以下「古地図」という。)を含めたデータ作成が必要となる。これについて、下記業者は当該年代の古地図の著作権を有しており、他社による古地図データの利用は認めていない。</p> <p>以上の理由により、下記業者以外では本業務の目的を達成することができないため、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 株式会社ゼンリン 住 所 千代田区西神田一丁目1番1号 オフィス21ビル4階
※ 契約年月日	令和4年2月1日
※ 契約金額	2,662,000円(消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和4年3月31日
担 当 課	コミュニティ総務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

888

件 名	道路維持工事（第 25 号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区三番町 18 番地先
概 要	歩道のインターロッキングブロック舗装を行う。
選定理由	<p>当該道路の歩道は、東郷元帥記念公園の南側に隣接して位置している。現在の東郷元帥記念公園は、公園改修工事を施工中であり、その工事において、当該歩道と公園内のインターロッキングブロック舗装を一体的に仕上げる計画となっている。一体的に仕上げる構造上、同一業者が施工を行うことが効率的である。</p> <p>このため、東郷元帥記念公園の改修工事を請け負っている業者へ、当舗装工事を発注するものである。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	社 名：株式会社富士植木 住 所：東京都千代田区九段南四丁目 1 番 9 号
※ 契約年月日	令和 4 年 2 月 2 日
※ 契約金額	2,563,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日 から 令和 4 年 3 月 25 日
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号 /

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

89 |

件 名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（3月分）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> （売却）
工 事 场 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選 定 理 由	(1) 資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 (2) 清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 住 所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和4年2月7日
※契約金額	1,959,850円（消費税を含む）※支出限度額（単価契約）
契約期間	令和4年3月1日から令和4年3月31日まで
担 当 課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

907

件 名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に関する電話や窓口での問合せ対応、書類の受付等の業務を行う。
選 定 理 由	<p>令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられることが重要とされ、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円の現金を支給することとされた。併せて、昨年7月から支給を実施している新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期間延長及び再支給を行うこととされた。これらの制度について重複適用される世帯が少なくなく、相互の事業の円滑な遂行に支障が生じることなく、継ぎ目のない対応を実現するためには、同一事業者による受託が必要である。</p> <p>下記事業者は、すでに新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給に関する業務を受託しており、また、令和2年度に実施した特別定額給付金に関する業務等類似の業務を受託し実績を有している。プライバシーマークの使用認定を受け、業務品質や安全性確保についてはすでに確認ができている。さらに、必要人員及び資機材の確保、従事者の教育訓練などの準備期間の短縮はじめ業務実施体制の構成にあたり、他の事業者と比較して有利であることが認められる。</p> <p>受付開始までの準備期間が相当短く、競争入札に付することができないため、契約の相手方として下記業者を指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 アデコ株式会社          住 所 千代田区霞が関三丁目7番1号 霞が関東急ビル</p>
※ 契約年月日	令和4年1月11日
※ 契約金額	11,965,167 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年1月24日から令和4年3月31日まで
担 当 課	生活支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

920

## 特命随意契約理由書

件 名	全庁 LAN 端末追加に伴う設定作業等業務（追加 35 台）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本区で導入している全庁 LAN 端末が、職員の増員等の影響で台数が枯渇しており、庁内の業務に支障をきたす恐れが生じている。 そのため、当該パソコンの増設を行い、全庁 LAN で使用できるよう設定作業等を委託する。
選 定 理 由	下記業者は、平成 28 年度に全庁 LAN システム等の構築を行い、以後運用保守業務を行っているところである。 本業務は、増設したパソコンを全庁 LAN 環境で使用するための設定作業であり、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になる。また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、全庁 LAN システム等の運用保守業務を行っている下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	会 社 名 東日本電信電話株式会社 東京事業部 所 在 地 港区港南 1-9-1
※ 契約年月日	令和 4 年 2 月 14 日
※ 契約金額	11,247,500 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

905

## 特命随意契約理由書

件 名	情報資産のリスクアセスメント業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区において運用している全庁 LAN用ファイルサーバ、総合行政システム等のデータについてスキャニング作業を行い、将来千代田区が総務省 β モデルまたは β' モデルに移行するにあたる全庁 LAN構築要件やセキュリティルール策定の参考データを入手する。
選 定 理 由	<p>下記業者は、平成 28 年度に全庁 LAN システム等の構築を行い、以後運用保守業務を行っているところである。また、令和 3 年度より次期全庁 LAN システム更改に向けた構築事業者として選定されている。</p> <p>本業務は、全庁 LAN ネットワーク内の全庁 LAN ファイルサーバ内に直接アクセスし、当該データのスキャニング作業を実施することから、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、運用保守事業者と同一者以外では責任区分が不明確になる。また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になることから、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>会 社 名 東日本電信電話株式会社 東京事業部</p> <p>所 在 地 港区港南 1-9-1</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 2 月 15 日
※ 契約金額	5,390,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 4 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 ✓

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

896

件 名	ムスリム等対応店舗の千代田区観光協会ウェブサイトの掲載業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <b>委託</b> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	新型コロナウィルス感染症終息後のインバウンドを見込んで、訪日外国人や在日外国人等の文化・習慣によって「食」の制約を受ける方向けに情報発信を行う。「ムスリム等対応店舗の支援及び情報発信補助業務」において集約した情報を千代田区観光協会のウェブサイト上に掲載することで、区内経済及び観光業の活性化に資することを目的とする。
選 定 理 由	本業務は、一般客はもちろんのこと、「食」の制約を受ける方でも安心して区内に来られるよう、ムスリム等対応店舗の情報を発信するものである。下記事業者は、千代田区の情報に特化し、かつ、観光情報を専門としているウェブサイトを保有する唯一の事業者であり、そこに掲載することで、訪問意欲のある人たちへ効果的に情報発信できる。利用者にとっても店舗の情報と周辺の観光情報を併せて取得することができ、利便性が高い。 以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	社 名：一般社団法人 千代田区観光協会 住 所：東京都千代田区九段南1-6-17
※ 契約年月日	令和4年2月18日
※ 契約金額	1,821,600円(消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日 から 令和4年3月31日まで
担 当 課	地域振興部 商工観光課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

895

件 名	区民相談室等運営業務に係る準備業務
種 類	物品：委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	令和4年4月から委託を開始する区民相談室等運営業務を円滑に実施するため、業務従事者の研修やマニュアルの作成その他必要な準備を行う。
選定理由	本件は令和4年4月から委託を開始する区民相談室等運営業務の引継ぎ及び準備のための業務であるため、区民相談室等運営業務の契約予定者である下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社パソナ 住 所 東京都千代田区大手町二丁目6番2号
※ 契約年月日	令和4年2月22日
※ 契約金額	875,600 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年3月1日から令和4年3月31日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

906

## 特命随意契約理由書

件 名	総合行政システムリプレースに係るプロジェクト計画書作成業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <b>委託</b> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	<p>財務会計・文書管理・電子決裁システムの総称である「総合行政システム」は、平成19年に統合事務管理システムとして構築した。その後、システムを取り巻く状況は、社会や生活環境の変化とともに、区民の行政サービスに対するニーズも多様化し、結果、業務の細分化とともに業務量も増大し、内部事務の生産性向上と適正な業務執行が喫緊の課題となっている。</p> <p>多様化、細分化する区民の行政ニーズへ迅速かつ的確な対応を目指し、事務作業の効率化に向け、事務作業の自動化、省力化、更に、リモートワークを通じた多様な働き方を推進するため、システムのリプレースを実施する。</p>
選定理由	1 プロポーザル年度 令和3年度 ✓ (令和4年1月19日付 3千政IT発0197号) 2 継続年数 初年度 ✓ 3 プロポーザル選定の結果に基づき、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	ジャパンシステム株式会社 ✓ 東京都渋谷区代々木1-22-1
※ 契約年月日	令和4年2月28日 ✓
※ 契約金額	737,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和4年3月31日
担当課	政策経営部IT推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

## 特命随意契約理由書

908

件 名	社会科副読本「わたしたちの東京都」「東京都の地図」の購入
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品（物品・委託、その他）
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	小学校3、4学年の社会科授業において使用する郷土学習資料として、社会科副読本「わたしたちの東京都」「東京都の地図」を購入する。
選定理由	本件図書は、小学校3、4年生の社会科副読本として購入している。昭和56年以前から区立小学校3・4年生に配付しており、都内区市でも採用している。本件図書は、東京都小学校社会科研究会と下記業者が執筆・編集している特殊な教材であり、下記業者が製造し直接販売しており、ほかにはないものである。  以上の理由から下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	所在地 東京都北区滝野川七丁目46番1号 名 称 明治図書出版株式会社
※ 契約年月日	令和4年 2月 18日
※ 契約金額	698,250 円（消費税を含む）
納入期限	令和4年3月25日
担当課	指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

897

件名	神田一橋中学校 デシカント空調機部品交換業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	神田一橋中学校2階空調機械室内のデシカント空調機で、内部部品が故障し機器が作動しないため、設備の修繕整備を行い外気処理が正常に行えるようとする。
選定理由	神田一橋中学校で使用しているデシカント空調機（外気処理機）は、下記業者の製品である。また、本設備は既存部分と新規交換部分が相互に密接な関連のもとに機能するものであるため、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 昭和鉄工株式会社 東京支店 住所 神奈川県川崎市川崎区中島2-2-7
※ 契約年月日	令和4年2月1日
※ 契約金額	2200,000円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで
担当課	子ども施設課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

90

## 特命随意契約理由書

件 名	全庁LANシステム用ノートパソコンの追加分賃貸借(令和3年度不足分)
種 類	<b>工 事</b> ：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 <b>物 品</b> ：物品・委託、 <b>その他</b> (賃貸借)
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区全庁 LAN で利用しているノートパソコンが職員数増により不足していることから、不足分の機器等(パソコン、ソフトウェア)の賃貸借を行う。
選定理由	<p>全庁LANシステムで使用するノートパソコンについては、全庁LANシステム構築事業者による動作確認が行われたものであるが、現在生産されているノートパソコンは、CPUの世代が異なるため使用できない。そのため、動作確認がされている旧世代のCPUを搭載しているノートパソコンを調達するのは困難になってきている。</p> <p>また、世界的な半導体不足により、ノートパソコン自体の供給が不安定となっており、供給事業者側の在庫が常に流動的となっている中で、全庁LANシステムで利用可能な端末を、現時点で必要な台数を一括して確実に手配可能であるのは下記事業者のみである。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名称：横河レンタ・リース株式会社 住所：東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウェスト 4 階
※ 契約年月日	令和 4 年 2 月 / 日
※ 契約金額	2,629,660 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年2月7日～令和5年3月31日
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

889

件 名	夢の島東少年野球場トレーラーハウスの自動車継続検査
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	生涯学習・スポーツ課所有のトレーラーハウス 2 台（足立 100 る 78、足立 100 る 76）について、自動車継続検査を実施する。
選 定 理 由	下記業者とは令和元年度に現行のトレーラーハウスの購入、設置等の契約を行っている。設置場所からの移動、再設置等に関しては、他事業者では困難な事象においても円滑に対応できるため、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 トレーラーハウスデベロップメント株式会社 住 所 中央区日本橋小伝馬町 2-5 メトロシティ小伝馬町 9F
※ 契約年月日	令和 4 年 2 月 1 日
※ 契約金額	927,700 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 4 年 3 月 29 日まで
担 当 課	生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件 名	機械式自転車駐車場精算機入替及び駐輪ラック等メンテナンス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	秋葉原駅周辺の自転車駐車場は、利用頻度が高く経年劣化していることから、機器の不具合が多発している。自転車駐車場の利用者に不便が出ているほか、小規模修繕も多く駐車場の稼働ができなくなる可能性が高くなっている。不具合機器の交換と機器のメンテナンスを行い、駐車場の稼働を確保する。
選定理由	区内の機械式自転車駐車場 14か所の保守管理業務は、下記事業者が行っている。 本件業務の対象は精算機 4台、ラック台数は 447 台で 24 時間稼働をしている。区の自転車駐車場は、放置自転車の発生を抑制するために運営している。このため、稼働しながらメンテナンス作業を行う必要があり、委託している保守管理業務と密接不可分なものである。保守管理業務委託者以外に履行させると、利用者の対応に遅れが生じ、自転車駐車場管理運営に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由から、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 サイカパーキング株式会社 住 所 東京都中央区日本橋小網町 7-2
※ 契約年月日	令和 4 年 2 月 10 日
※ 契約金額	7574572 円 (消費税を含む)
期 間	契約締結日の翌日～令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	環境まちづくり部 環境まちづくり総務課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

902

件 名	防災パンフレット等の購入
種 類	工 事 : 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 : <u>物品</u> ・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	防災パンフレット「防災対策総合ガイド(新版)」、安否確認シートについて、内容を修正して指定部数を購入する。
選 定 理 由	<p>防災パンフレットは、どの自治体にも共通する災害発生時の対応や最新の法改正の内容を盛り込んで、出版社が全国の自治体等に向けて共通パンフレットを作成する。各自治体は、共通パンフレットに自治体固有の情報を追加・修正して購入している。</p> <p>本区では、下記事業者の共通パンフレットを導入し、区民への周知・啓発を行っている。本契約は、パンフレットの内容を最新情報に一部改訂し、千代田区固有の情報を加えて印刷・購入するものである。</p> <p>当該共通部分の版権は出版元が有しているため、改訂・印刷が出版元にしかできないことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 株式会社東京法規出版 住 所 東京都文京区本駒込2丁目29番22号
※ 契約年月日	令和4年2月25日
※ 契約金額	924,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。